



今治市告示第 101 号

このたび今治市上徳地域の一部を受益地域とする市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・古戸地区）を施行したいから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、下記事項を記載した書面とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その土地につきこの土地改良事業に参加しようとする者は、法第 3 条の規定により、令和 8 年 4 月 8 日までに今治市農業委員会に申し出られたい。

令和 8 年 4 月 2 日

今治市長 徳永 繁樹



記

土地改良事業計画の概要

事業費等の負担区分及び受益者負担の予定を記載した書面

## 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・古戸地区）計画概要書

### 第1章 目的

本地区は今治市上浦町井口に位置し、柑橘を中心とした営農が盛んに行われている。

本水路設置予定箇所の下流では、農地中間管理機構関連農地整備事業が行われており、本水路を改修することにより維持管理を容易にし、用水の確保及び通水性の向上を図りたい。

### 第2章 地域の所在及び現況

#### (1)所在 上浦町井口

#### (2)現況

##### ア 地形・土質・土壌

本地区は今治市陸地部に位置し、地形は平坦地が多い。土壌は壤粘質を多く含んでいる。

##### イ 気候

温暖な瀬戸内海気候に属し、年平均気温は15～16℃、年間降水量は1,200mm程度である。

##### ウ 水利状況

田園地を結ぶ用排水系統が形成されている。

##### エ 営農状況

水稻主体の小規模経営である。

##### オ 地域環境の概況

本地区は、比較的まとまった農地が確保され、農業生産の意欲も高い。

### 第3章 基本計画

水路改修により維持管理を容易にし、安定した用水の確保を可能とする。

### 第4章 工事又は管理の要領

施行年度	令和8年度
主要工事	用排水路工 L=85m
工事施行方法	請負施行
管理方法	今治市管理

### 第5章 換地計画の要領

該当なし

### 第6章 費用の概算

概算事業費 5,000,000円

### 第7章 効用

当施設の改修により、安定した用排水機能の確保が可能となり、安定した農業経営に取り組むことができる。

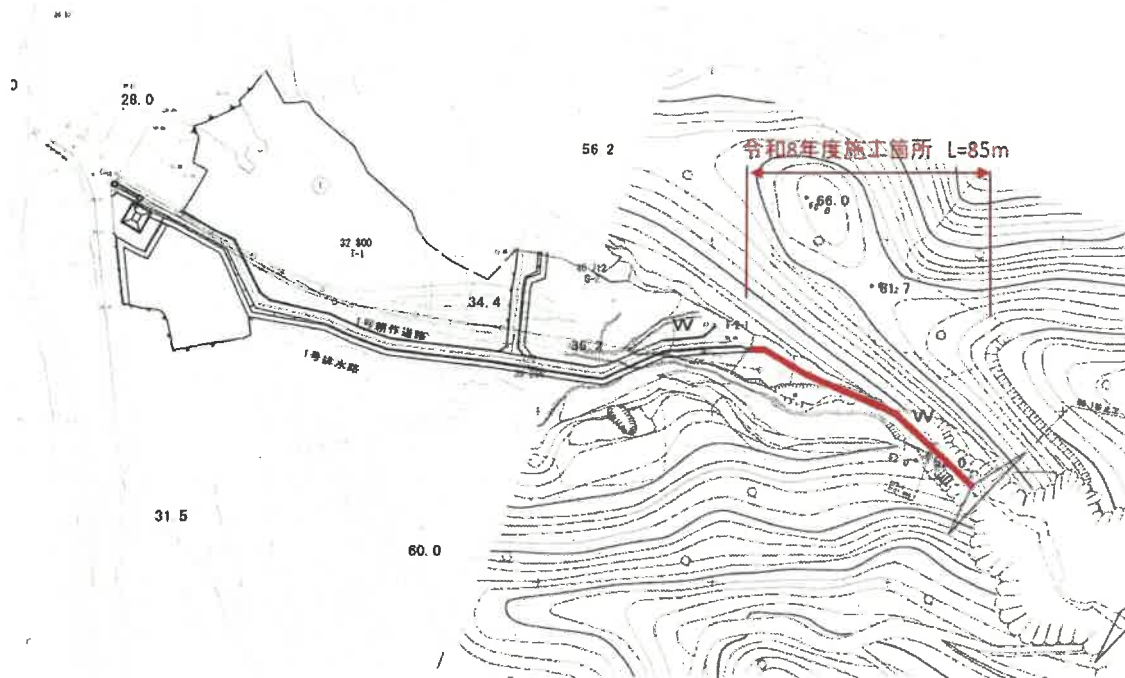
### 第8章 他の事業との関係

該当なし

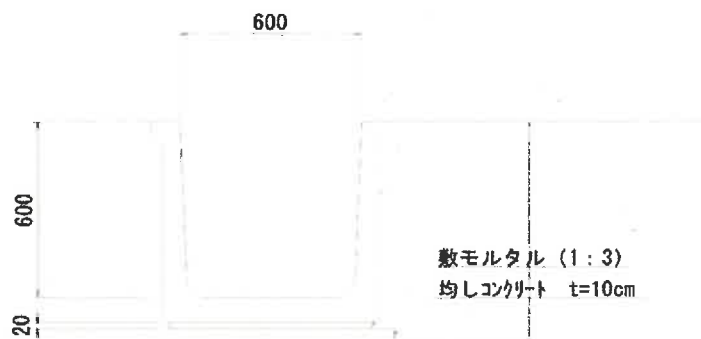
### 第9章 計画概要図

別紙のとおり

計画概要図(古戸地区)



標準断面図



市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）古戸地区）  
における事業費等の負担区分及び受益者負担の予定

1 事業費の負担区分の予定

国庫補助金	0 千円
県費補助金	2,000 千円
市町負担金	2,750 千円
受益者負担金	250 千円
計	5,000 千円

2 事務費及び工事雑費の負担区分の予定

県費補助金	0 千円
市町負担金	0 千円
受益者負担金	0 千円
計	0 千円

3 受益者負担の予定

受益者負担金 250 千円は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）  
第 96 条の 4 第 1 項で準用する法第 90 条第 4 項の規定に基づき、今治市が法第 3 条の資  
格を有する者から地積割を基準として賦課徴収する。